

東大和市グリーン購入推進方針

1 目的

グリーン購入とは、製品やサービスを調達する際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達することです。

東大和市は、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画において、「環境配慮行動の促進」の取組みの一つにグリーン購入を位置付けていますが、物品調達の面からも改めて環境負荷低減の取組みを推進していく必要があります。

については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づき、庁内におけるグリーン購入の更なる推進を図り、市自らが率先してグリーン購入を推進することで市民、事業者等のグリーン購入への取組みを促進することを目的とします。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が調達する物品等とします。

3 基本原則

物品等の調達の際は、価格や品質等に加え環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して調達します。その際、製品やサービスの生産から流通、廃棄に至るまでのすべてのライフサイクルにおいて、環境への負荷の少ないものを選択することが必要です。

(1) 必要性の検討

- ア 物品等の調達にあたっては事前に必要性を十分に検討すること。
- イ 必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、必要最小限の数量を調達すること。

(2) 調達物品の選定要件

- ア 再使用された部品（リユース）及び再生された素材（リサイクル）を多く利用していること。（再生紙等）
- イ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ウ 耐久性が優れている等、長期間に渡る使用が可能なこと。
- エ リサイクルが可能であること。
- オ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- カ 再使用（リユース）が可能であること。
- キ 廃棄されるときに処理又は処分が容易なこと。

4 対象品目と判断基準

グリーン購入の対象品目及び判断基準については、東大和市グリーン購入推進ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）で定めることとします。また、ガイドライン以外の

物品等についてもグリーン購入に該当する物品等を調達することとします。

5 推進体制

庁内におけるグリーン購入の推進を図るために、以下の課は、環境に配慮した物品の調達に向けて、各課がそれぞれの取組みを行い、グリーン購入の実施に努めることとします。

- | | | |
|---------------------------------|-------|----------------|
| ア 物品の調達について（単価契約物品を含む消耗品、備品等） | ・・・・・ | 総務管財課
契約検査課 |
| イ 方針の考え方、環境に係る普及・啓発等 | ・・・・・ | 環境対策課 |
| ウ 指定管理者への協力要請 | ・・・・・ | 関係各課 |
| エ 単価契約物品の中からグリーン購入に適合した物品の調達 | ・・・・・ | 全課 |
| オ 単価契約物品以外の物品は環境に良いものを調達 | ・・・・・ | 全課 |
| カ ガイドラインに記載のある環境に配慮した物品やサービスの調達 | ・・・・・ | 全課 |

6 実績集計と公表

事務局は各課からの報告を取りまとめ、庁内に向けて前年度の調達状況を報告するとともに、ホームページに公表するものとします。

7 その他

環境に配慮した物品の調達やリユース・リサイクル等を行うことが適当でない場合は、本方針の限りではないこととします。（新型コロナウィルス感染症の蔓延防止のための物品調達等）

8 施行時期

この方針は、令和5年3月2日から施行します。